

2010年12月17日

文化審議会著作権分科会国際小委員会（第3回）報告資料
東京都市大学専任講師 張 馨嘆

インターネット上の著作権侵害者に対するスリーストライクルール —諸外国における運用の現状および導入の議論—

＜諸外国の状況の概観＞

三振アウト制を運用中の国々（運用開始日）	
韓国	(2009.7)
アイルランド	(2010.5)
フランス	(2010.10)

まだ施行に至ってない国々（立法日）	
ニュージーランド	(2008.4)
台湾	(2009.4)
イギリス	(2010.4)
スペイン	
(サイト閉鎖)	

導入に対する議論がある国々	
賛成	反対
イタリア (サイト閉鎖)	ドイツ
フィンランド スウェーデン	ノルウェイ　スイス デンマーク
EU	
アメリカ (サイト閉鎖)	カナダ
オーストラリア インド	
日本	

1) 韓国

- 改正著作権法（2009.7.23 施行）でいわゆる「三振アウト制」の導入
 - ・警告、削除、伝送中断(第133条の2①)
 - ・反復的な不法複製伝送者に対するアカウント停止(第133条の2②)
 - ・不法複製物が流通されている掲示板のサービス停止(第133条の2④)
 - ・著作権委員会の是正勧告(第133条の3)
- 2010.11.9 現在、文化体育観光部長官の行政処分で11件、韓国著作権委員会の是正勧告で56件のアカウント停止

2) フランス

- HADOPI 2法（2009.9成立、2010.1.1施行）で「三振アウト制」の導入
しかし1年近く施行されず、法の実効性への批判が提起される
- 2010.10.1 最初の警告メールがISPを通じて送信される

3) アイルランド

- 2009.1 レコード4社とEircomがダブリン高裁で和解：三振アウト制度の導入
ただし、立法ではないISPの自主協定
- 2010.5 Eircom、不法ファイル共有者へ警告メール発送開始
- 2010.10 レコード4社 vs. UPC高裁判決
「現アイルランド法では、ISPにユーザの身元確認および接続切断、
サイトブロッキングを義務づけることはできない。」

4) 台湾

- 改正著作権法（2009.5施行）：ユーザの著作権侵害によるISPの責任免除

5) ニュージーランド

- 2008.4 著作権（新技術）改正法成立：「三振アウト制」の導入
- 2010.2 92A廃止案公表
- 2010.11 92A廃止案に対する修正勧告
接続切断は警告と罰金が効果ないことが明らかになるまで留保（2年後に審査）

6) イギリス

- 2010.4 Digital Economy Act成立
：法成立後1年後Ofcomによる評価により、警告システムが効果なければ、侵害者に対するアクセススピード減速、アカウント停止などを裁判所の同意のもとにISPに命令できる。

- 2010.11 イギリス大手 ISP の TalkTalk 代表が総理官邸へ提出した電子請願
：政府返答
「侵害者のインターネットアクセスの制限手段に接続切断は含まない」

7) スペイン

- サイトブロッキング措置を盛り込んだ「持続可能な経済法」が現在審議中
<手続き>
権利者からの苦情→委員会が侵害者へ通告→侵害行為中止を要求→侵害行為が停止されない場合、委員会はサイトブロッキング措置をとるべきであると判断し、裁判所に該当措置を実行する許可申請→中央行政訴訟裁判所が、サイト閉鎖による基本権侵害はないかを判断（4日以内）→裁判所が実行を許可すれば、委員会が閉鎖を実行（控訴可能）

8) イタリア

- 2009.12 最高裁判所、サーバーが海外にあっても、ISP は BitTorrent サイトをブロックする義務があると判決
- 2010.3 財務警察、Pirate Bay への proxy サイトである labaia.it 差押え
- 2010.4 檢察官、linkstreaming.com のブロッキングを命令

9) ドイツ、ノルウェイ、スイス、カナダ、オーストラリア：導入に反対

10) フィンランド

- 2010.10 不法ファイル共有抑制法案の公表
ISP は違法ファイル共有を疑われたユーザへの警告状を送付
しかし、3ストライク方式のシステムは盛り込まれてはいない。

11) スウェーデン

- 2009.4 IPRED 法施行；侵害行為者の個人情報開示を ISP に要求する法律
- 2010.6 IPRED 法（知的財産執行法）が EU データ保護法制に違反するとして、スウェーデンの裁判所が ECJ の見解を求める。

12) デンマーク

- 2010.10 デンマーク政府が三振アウト制を推進していると報じられたが、文化省は「三振アウト制を導入することは考えていない」と公式的に否定。

13) アメリカ

- 2010.11 米上院司法委員会で、「オンラインにおける権利侵害および偽造防止法（COICA）」が全会一致で通過
- 2010.11 米国土安全保障省の移民税関捜査局、音楽および映画ファイルの違法コピーにリンクするトレントサイト（Torrent-Finder.comなど）および、偽造品を販売する82サイトのドメインを差押え

14) インド：導入を検討

(a)三振アウト制への抵抗

ユーザ側：人権制限の懸念

ISP側：費用負担の問題

政府側：国際条約等との整合性、行政／司法の負担問題

(b)制度導入および運用に対する政府の強い意志

：韓国、フランス

(c)ユーザのアクセス切断の実施の留保

：イギリス、ニュージーランド

(d)「ユーザのアクセス切断」ではない「サイト閉鎖」へ

：イタリア、スペイン、アメリカ

(e)著作権法以外の観点

犯罪収益の没収という観点、ISPを「著作権侵害行為に供された施設」とみる観点

(f)EUの動き

：欧州各国の対応が異なるなか、EUレベルでの今後の対応